

内閣府本府における太陽光発電の導入に関する整備計画

令和 6 年 3 月 26 日
令和 8 年 4 月 9 日改訂
内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府施設における太陽光発電の率先導入について」（令和 5 年 9 月 27 日公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、内閣府本府における太陽光発電の導入に関する整備計画を定める。なお、「政府施設における太陽光発電の率先導入について」（令和 8 年 3 月 30 日公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定）を踏まえ、所要の改訂を行う。

1. 太陽光発電の導入目標

（１）設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）の考え方について

太陽光発電の設置可能性については、環境省がとりまとめた「地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に関する 2022（令和 4）年度実施状況調査」（以下「FU 調査」という。）において、簡易判定基準（参考）を定めている。本基準も踏まえ、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、以下のとおり整理する。

建築物：建築基準法におけるすべての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）、B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

敷 地：建築物に付随する敷地について、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）、B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

また、簡易判定基準で、C+判定（その他の要因がある）、C-判定（技術的要因がある）の建築物、敷地についても、既に太陽光発電が設置されている場合や、追加で設置される場合がある（※）。こうした建築物、敷地がある場合は、設置可能な建築物、敷地に含めるものとする。

※例えば、簡易判定基準では調査時点での空きスペースで判定するため、調査時点で太陽光発電設備を導入済みで空きスペースがない場合は C-判定となる。

上記の考え方による内閣府本府の設置可能な建築物、敷地の件数とその設置可能容量は下記のとおり。

表 1. 内閣府本府における太陽光発電を設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量

判定	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	建築物	敷地	合計	建築物	敷地	合計
A (注 1)	4	0	4	97	0	97
B (注 2)	5	0	5	231	0	231
導入済み C+, C-	8	0	8	199	0	199
建設中の庁舎の 新規導入分	2	0	2	40	0	40
計	19	0	19	566	0	566

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

※表内各数値は、「FU 調査」(2022 (令和 4) 年度)を踏まえ、環境省が定める算定方法に沿って算出したものであり、その後の調査の進捗に応じて変わりうる。

(注 1) 設置済みで増設可能な 1 件を含む。

(注 2) 設置済みで増設可能な 1 件を含む。

また、内閣府本府における本府と各地方支分部局ごとの設置可能な建築物の件数と設置可能容量は下記のとおり。

表 2. 内閣府本府における本府・各地方支分部局ごとの太陽光発電を設置可能な建築物の件数と設置可能容量

	件数[件]					設置可能容量[kW]				
	A 判定 (注 3)	B 判定 (注 4)	導入 済み C+, C-	建設 中の 庁舎 の新 規導 入分	合計	A 判定 (注 3)	B 判定 (注 4)	導入 済み C+, C-	建設 中の 庁舎 の新 規導 入分	合計
本府	2	0	3	1	6	40	0	149	20	209
赤坂迎賓館	1	0	0	0	1	46	0	0	0	46
日 本 学 術 会 議	0	0	1	0	1	0	0	10	0	10

沖 縄 総 合 事 務 局	1	5	4	1	11	10	231	40	20	301
合 計	4	5	8	2	19	97	231	199	40	566

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

※表内各数値は、「FU 調査」(2022 (令和 4) 年度)を踏まえ、環境省が定める算定方法に沿って算出したものであり、その後の調査の進捗に応じて変わりうる。

(注 3) 設置済みで増設可能な 1 件を含む。

(注 4) 設置済みで増設可能な 1 件を含む。

簡易判定基準で A 判定、B 判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合が考えられる。

(2) 件数ベースでの目標について

政府実行計画における目標は、「2030 年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することとされている。本目標は、太陽光発電設備が設置された建築物、敷地の件数をベースとするものである。

ここでの設置可能な建築物、敷地(ポテンシャル)の件数については、(1)の考え方によるものとし、内閣府本府における件数ベースの目標は、ポテンシャルの件数の約 50%以上とする。本目標は、政府実行計画で太陽光発電目標が定められた 2021 年度以前に導入された件数も含むものとする。

設置済みの件数については、以下のとおり計算するものとする。

建築物：導入時期、設備容量によらず、当該の建築物に太陽光設備が導入されていれば導入件数 1 件と数える。

敷 地：建築物 1 件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、基本的に同一住所で 1 件とする。導入時期、設備容量によらず、当該の敷地に太陽光設備が導入されていれば導入件数 1 件と数える。

本計算方法に基づく内閣府本府の件数ベースのポテンシャルは下記のとおりとなり、目標は 10 件以上となる。

表 3. 内閣府本府における太陽光発電の件数ベースの導入目標

A, B 判定の件数 (注 5)	9 件
------------------	-----

C+, C-判定での導入済件数	8 件
導入ポテンシャルの件数	(注 6) 19 件
導入目標件数（ポテンシャルの約 50%以上）	10 件以上

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

※表内各数値は、「FU 調査」（2022（令和 4）年度）を踏まえ、環境省が定める算定方法に沿って算出したものであり、その後の調査の進捗に応じて変わりうる。

（注 5）設置済みで増設可能な 2 件を含む。

（注 6）建設中の庁舎の新規導入分（2 件）を含む。

（3）kW（設備容量）ベースでの目標について

エネルギー需給見通しにおける公共部門の新規導入見込みである 6.0GW の推計は、下記のとおり行われている（※）。

- ① 既設を含む国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設置可能な設備容量のポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの 50%に導入するものとする。
- ③ ②から既設置相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。

※総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 34 回）資料 4

(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf)

内閣府本府における kW（設備容量）ベースでの目標についても同様の考え方とする。すなわち、下記のとおり計算するものとする。

- ① 既設を含む、（1）の設置可能な建築物、敷地におけるポテンシャルを求める。
- ② ①の全体のポテンシャルの約 50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から 2021 年度までの既設分の設備容量を差し引く。

本計算方法に基づく内閣府本府の kW（設備容量）ベースの目標は、下記のとおり約 48kW 以上となる。

表 4. 内閣府本府における太陽光発電の kW（設備容量）ベースの導入目標

判定	建築物	敷地	合計
2021 年度までの既設の設備容量[kW]	235	0	235
A 判定の合計[kW]	92	0	92
B 判定の合計[kW]	200	0	200
全体のポテンシャル[kW]	(注 7) 566	0	(注 7) 566
全体のポテンシャルの 50%[kW]			283
新規設置の目標			約 48kW 以上

(注 7) 建設中の庁舎の新規導入分 (40kW) を含む。

2. 太陽光発電の導入実績と目標達成に向けた今後の導入量

内閣府本府の 2025 年度までの太陽光発電導入実績は下記のとおり。

・ 2025 年度までの件数ベースの導入実績 : 15 件

・ 2022～2025 年度に導入された設備容量 : 135kW

2030 年度の目標は、件数ベース、設備容量ベースともに、2023 年度までの導入実績で既に達成している。

3. 導入に向けた取組について

2030 年度に向けた太陽光発電の計画的な導入に当たり、導入ポテンシャルの精緻化等に関する工程表を作成するとともに、導入場所の候補となる建築物及び敷地に関する詳細な調査・検討を行いつつ、その結果を踏まえて導入場所、導入時期及び導入量を定めた具体的な導入計画を作成する。

(1) 工程表

- 2030年度に向けた導入ポテンシャルの精緻化等についてのタイムラインを示した工程表は（別紙 1）のとおり。

(2) 導入候補箇所の調査・検討

- 導入ポテンシャルがある建築物及び敷地について、設置可能容量や設置可能性を考慮し、候補の絞り込みを行う。
- 候補の絞り込みにおける基本的な考え方は次のとおり。

- 基本的には、A 判定の建築物及び敷地を候補とする。ただし、建築物において「空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画」で建替えや改修予定があるために B 判定となっている場合は、建替えや改修に併せた太陽光発電の導入を検討する。なお、建替え時の太陽光発電の導入においては、建材一体型の太陽光発電の導入についても検討する。
- 対象施設が災害時の避難場所となっており、非常用電源が求められる場合は、太陽光発電の導入を優先的に検討する。
- 設置可能面積又は電力需要が大きい施設から優先的に検討する。
- 系統接続の行いやすさ等、各地域における特徴も踏まえて検討する。
- 候補となる建築物・施設について、必要な情報収集や調査・検討を順次実施する。
- 調査・検討の基本的な内容は次のとおり。
 - 設置する場所（屋根・敷地）の状態や屋根の耐荷重、防水工事時期等を確認し、発電設備導入による建築物及び敷地への影響を調査する。
 - 事業性の評価のため、発電した電気を利用する施設における電気料金明細書等を確認する。
 - 合同庁舎の場合、入居する省庁間での調整が必要となるため、連携して検討を行う。
 - 初期費用がかからない PPA 方式での導入に向けて、契約方法や国有財産の扱い等について検討する。
 - 自己保有、第 3 者保有（リース、PPA）の最適な導入手法を検討する。当該施設単独での PPA 方式による導入が適さない場合、近隣の施設と共同して PPA 方式による導入を行うことも検討する。
- 費用、マンパワー等に関する課題の解消や、導入スピードの加速化のため、PPA 方式を活用する候補施設の選定や、事業化に向けた検討を環境省と連携して実施する。

（３）具体的な太陽光発電の導入計画

- （１）（２）を踏まえた各年度の導入場所、導入時期及び導入量についての計画は、（別紙 2）のとおり。なお、既に太陽光発電の導入を計画している建築物及び敷地については、着実に導入を進める。
- 現時点で導入予定の設備容量の合計は 20kW。
- 追加的に設置が可能な箇所があるか否かは、継続的に検討を行う。

（４）その他

- ペロブスカイト太陽電池等の新技術については、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等の導入が期待される。FU 調査の機会を捉え、ペロブスカイト太陽電池の優位性が生かされる導入可能な屋根や壁面等の調査を行い、導入ポテンシャルを検討するとともに、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立

等)を踏まえながら、導入計画を策定し、導入を進める。

- 導入にあたっては、リユース設備の調達及び廃棄時のリサイクル可能性を考慮する。
導入した太陽光発電設備を廃棄する際には、リユースを検討した上で、リユースを行わない場合はリサイクルを行うこととし、リサイクル技術が確立していないものについては適正な処理を行う。

4. 整備計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・点検は、「内閣官房及び内閣府本府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和7年9月11日内閣総務官決定 内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定)の「VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検」①及び③に準じる。

5. 整備計画の見直しについて

本計画の1. で示したポテンシャルや導入目標は、簡易判定基準に基づくものであり、詳細な調査や現場の状況の変化等により変わりうるものである。このため、毎年度の政府実行計画のFU調査や、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議における進捗状況の確認、4. の点検結果等を踏まえ、随時見直し、精緻化を行い、本計画に反映するものとする。

○設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C－
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C－
空きスペースに影響する 建替え、改修、建物廃止、 解体計画	建替え予定：2030 年度以前	B
	建替え予定：2030 年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030 年度以前	C－
	建物廃止予定：2030 年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030 年度以前	C－
	解体予定：2030 年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20 m ² 未満	C－
	20 m ² 以上	A
屋根形状	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根（瓦）	B
	傾斜屋根（金属）	A
	スレート屋根（大波スレート除く）	A
	大波スレート屋根	C－

	曲面屋根	B
	テント式屋根	C－
	その他	B
建築物における電力使用 状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくは ほとんど無い	C＋
	不明	B
空きスペース全体が年間を 通じて日影になるか	なる	C－
	ならない	A
太陽光発電設備を設置でき ない他の要因	ある	C＋

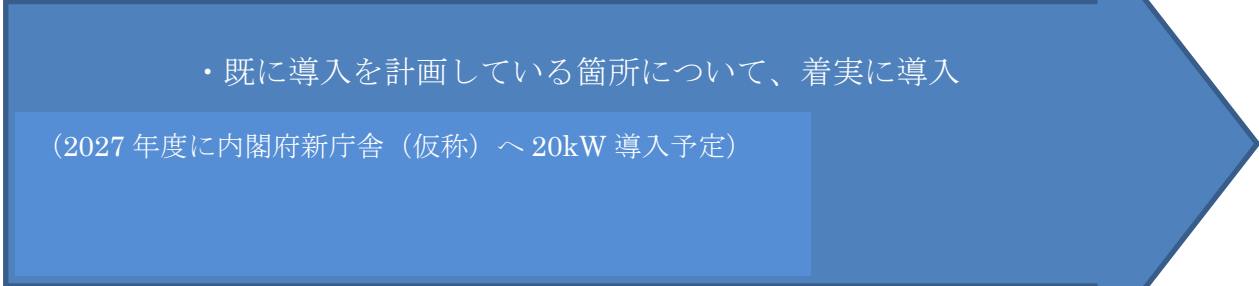
○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C－
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C－
廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030 年度 以前	C－
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030 年度 より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A
	平日、休日ともに電気を使用している	A

敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペースの面積	20 ㎡未満	C-
	20 ㎡以上で柵塀等の設置の必要はない	A
	20 ㎡以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20 ㎡以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C-
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C-
	建ぺい率・容積率について未確認	B
PV 設置できない他の要因	ある	C+

工程表

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030
・ 太陽光発電の導入						

太陽光発電の導入計画

番号	本府・地方 支分部局名	場所	所在地	調査期間	調査結果	導入時期	設備容量 [kW]	備考
1	本府	内閣府新庁舎 (仮称)	東京都千代田区 永田町 1-6-1 他	2021 年 1 月～ 2023 年 6 月 (設計期間)	屋上に 20kW 導入	2027 年度予定 (完成予定)	20kW 予定	新築